

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 5月 20日

徳島県知事 殿

提出者

住 所 徳島県徳島市南昭和町七丁目79番地の11

氏 名 斎藤建設株式会社

代表取締役 斎藤 俊幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 088-611-2766

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

斎藤建設株式会社

事業場の所在地

徳島県徳島市南昭和町七丁目79番地の11

計画期間

令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類

06：総合工事業

② 事業の規模

前年度売上げ 8億8千万

③ 従業員数

30名

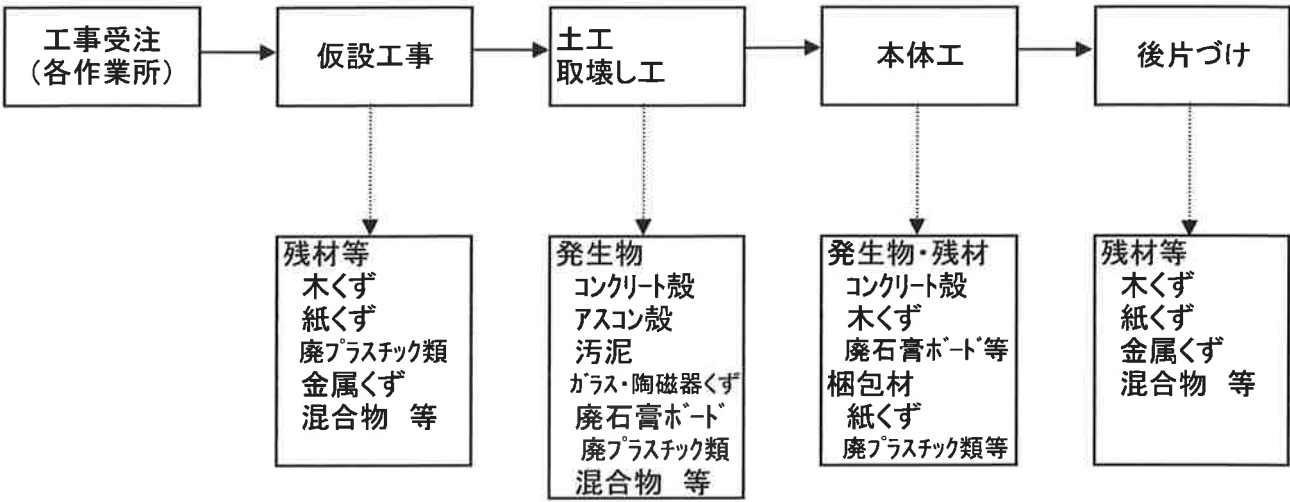
④産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙

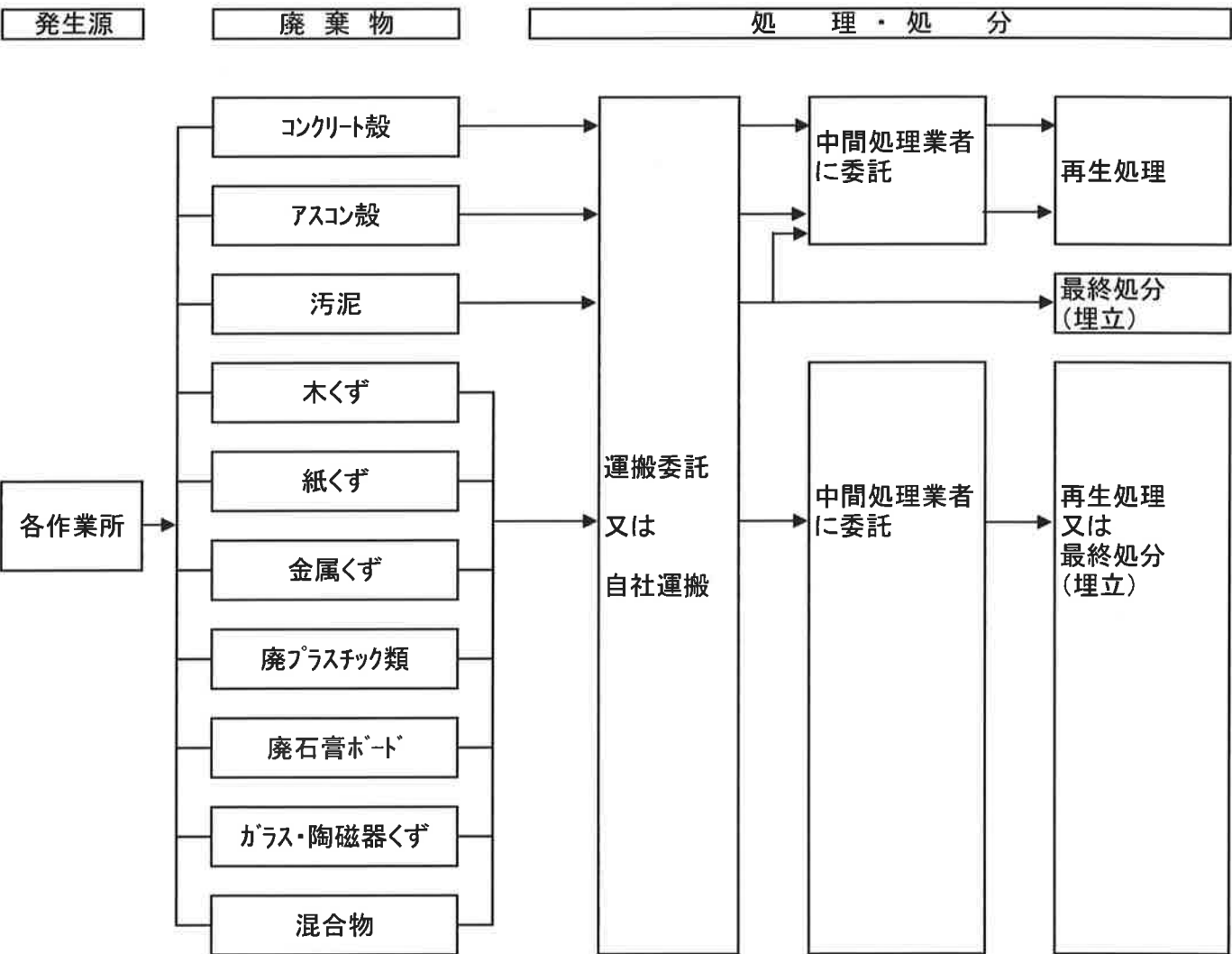
別紙

④産業廃棄物の一連の処理の工程

図－１ 工事施工フロー

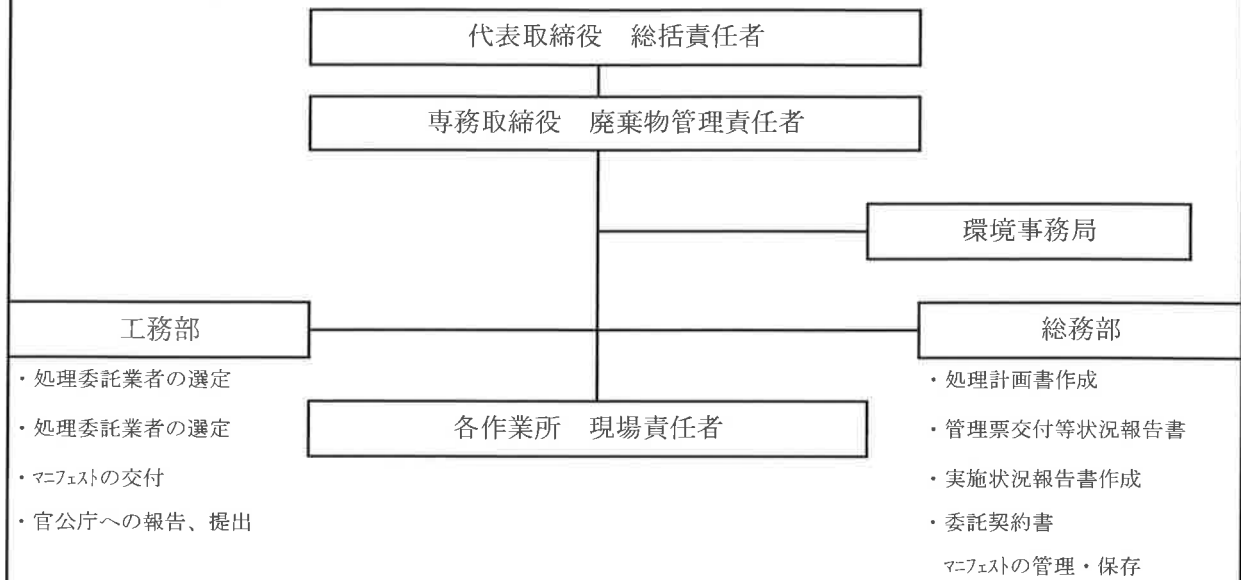


図－２ 廃棄物処理フロー



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート殻）	がれき類（アスファルト殻）
	排 出 量	3486.49 t	520.94 t
	（これまでに実施した取組） ・材料購入時の計画の検討、実測等により残材の発生を抑える。 ・過剰梱包への注意、資材納入業者に打診・指導。 ・保管時の分別の徹底。 ※複数の解体工事を行った為、コンクリート殻が増えているが、一過性である。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート殻）	がれき類（アスファルト殻）
	排 出 量	3000 t	500 t
	（今後実施する予定の取組） ・材料購入時の計画の検討、実測等による残材の発生抑制の徹底。 ・廃棄物の発生を抑える施工方法の検討。 ・各作業所における協力会社の教育の徹底。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・コンクリート殻、アスファルト殻、汚泥、木くず、紙くず、鉄くず、廃プラスチック類、ビ ン・カン、燃えるもの、燃えないもの。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・今まで通りの分別方法、各作業所において分別の徹底を行う。

別紙(第2面関係)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	汚泥
排出量	22.25 t	60.27 t	86.73 t	7.66 t

産業廃棄物の種類	石膏ボード	ガラス	紙くず	廃石綿
排出量	15.35 t	5.55 t	0 t	30.0 t

②計画

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	汚泥
排出量	20 t	50 t	70 t	7 t

産業廃棄物の種類	石膏ボード	ガラス	紙くず	廃石綿
排出量	15 t	5 t	0 t	20 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

別紙(第3面関係)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t

②計画

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t

②計画

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	5【前年度（令和5年度）】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート殻）	がれき類（アスファルト殻）
	全処理委託量	3486.49 t	520.94 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3486.94 t	520.94 t
	再生利用業者への処理委託量	3486.94 t	520.94 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	コンクリート殻、アスファルト殻は再生利用業者への処分委託の徹底 それ以外もなるべく再生利用業者へ処分委託		

別紙(第4面関係)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t

②計画

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	汚泥
全処理委託量	22.25 t	60.27 t	86.73 t	7.66 t
優良認定処理業者への処理委託量	22.25 t	60.27 t	86.73 t	7.66 t
再生利用業者への処理委託量	22.25 t	60.27 t	86.73 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類	石膏ボード	ガラス	紙くず	廃石綿
全処理委託量	15.35 t	5.55 t	0 t	30 t
優良認定処理業者への処理委託量	15.35 t	5.55 t	0 t	t
再生利用業者への処理委託量	15.35 t	5.55 t	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリート殻	がれき類 アスファルト殻
	全 処 理 委 託 量	3000 t	500 t
	優良認定処理業者 への 処 理 委 託 量	3000 t	500 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3000 t	500 t
	認定熱回収業者 への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) コンクリート殻、アスファルト殻は再生利用業者への処分委託の徹底 それ以外にもなるべく再生利用業者への処分委託		
※事務処理欄			

別紙(第5面関係)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

産業廃棄物の種類	廃プラスチック	木くず	金属くず	汚泥
全 処 理 委 託 量	20 t	50 t	70 t	7 t
優良認定処理業者 への処理委託量	20 t	50 t	70 t	7 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	20 t	50 t	70 t	t
認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t

産業廃棄物の種類	石膏ボード	ガラス	紙くず	廃石綿
全 処 理 委 託 量	15 t	5 t	0 t	20 t
優良認定処理業者 への処理委託量	15 t	5 t	0 t	20 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	15 t	5 t	0 t	t
認定熱回収業者 への処理委託量	t	t	t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。